

大和市ハラスメント防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第21号

大和市ハラスメント防止条例施行規則の一部を改正する規則

大和市ハラスメント防止条例施行規則（令和5年大和市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「人事主管課」を「ハラスメント主管課」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第6項中「人事主管部長」を「ハラスメント主管部長」に改め、同条を第6条とする。

第4条第5項第3号中「人事主管課長」を「ハラスメント主管課長」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（ハラスメント）

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。
 - ア 妊娠したこと。
 - イ 出産したこと。
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状により、勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
 - エ 不妊治療を受けること。
 - オ 妊娠、出産、育児若しくは介護に関し、本市職員に適用される法令の規定による制度又は措置の利用

- (3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若

しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの

- (4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度の^{ひぼう}誹謗、中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。